

工事及び業務委託成績評定の改正について

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の中で、公共工事の発注者は、工事施工状況の評価（工事成績評定）を適切に実施しなければならないと規定されています。

近年、工事成績評定が公共工事の品質を確保するうえで果たす役割はより重要となっています。また、工事成績の結果については、総合評価入札方式での活用等、発注者間において相互利用できるようにするため、発注者間で工事成績評定の標準化に努めることが求められています。

このため、福井市では工事及び業務委託成績評定の改正を行いました。

なお、改正評定は平成24年4月1日以降契約を締結する工事及び業務委託から適用します。

○工事成績評定の改正点

1. 考査項目別運用表の見直し

国、県との整合性を図るとともに、評価対象項目のポイントを明らかにして、適切な評価となるよう、既存の考査項目別運用表を全面的に見直しました。

2. 評価段階の細分化

一部の考査項目において、一段階評価が異なることによる評定の差異が大きく、特定の段階の評価に偏る傾向が見られたため、評価段階を増やし評定の幅を拡大し、技術力の差異を明確に表現できるようにしました。

3. 評点配分の見直し

履行することが一般的となり、得点の差異が生じない項目の配分を減らし、品質や出来形など、技術力の差異が生じやすい項目の配分を高めました。

4. 評定項目の見直しと評定者の変更

特異な技術といった観点から、施工困難等の工事特性への対応を評価する観点に、評価対象項目の記述を見直しました。また、より広い視野からの評価とするため、評定者を変更しました。

5. 施工プロセスチェックの新設

施工プロセスが関係法令、共通仕様書、契約書等に基づき適切に施工されているかを、監督職員が確認し、評定に反映させました。

○委託業務成績評定の改正点

1. 考査項目別運用表の見直し

国、県との整合性を図るとともに、評価対象項目のポイントを明らかにして、適切な評価となるよう、既存の考査項目別運用表を全面的に見直しました。

2. 評点配分の見直し

考査項目について配点の配分を見直しました。

特に建築系は業務内容（建築一式・建築のみ・設備のみ等）により、配点比率を細かく設定しました。

3. 課長評定の追加

評定を従来の二次評定から三次評定とし、工事と同様に課長を二次評定者としました。